

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市下水道ストックマネジメント計画策定に関する協定
委託業務場所	大津市由美浜ほか
概要	<p>下水道施設は、戦後の高度成長期に急速に整備が進められてきたが、これらの社会資本によるサービスの提供は、ストック（施設）が一定程度健全な状態に保たれて初めて可能となる。これらの膨大なストックは、日々劣化し、点検・調査、修繕・改築のコストの増大を招くとともに、最悪の場合、管路の破損等による道路陥没や汚水の流出及び処理施設の停止による公共用水域の水質悪化などに陥るリスクもはらんでいる。これらのリスクに対応するために国は平成28年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」を制度化し、財政的支援方策を打ち出している。</p> <p>当業務は、平成30年度に策定した第1期ストックマネジメント計画（平成31（令和元）年度～令和5年度の5か年）のデータを継承し、処理場・ポンプ場及び管渠等、すべての下水道施設を対象とした大津市下水道ストックマネジメント計画策定（令和6年度～令和10年度の5か年）を行うものである。</p>
契約期間	委託業務開始日から 令和6年3月29日まで
契約年月日	令和5年5月31日
契約金額	25,800,000円
契約の相手方	<p>〔名称〕 地方共同法人 日本下水道事業団</p> <p>〔所在地〕 東京都文京区湯島二丁目31番27号</p>
契約相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方共同法人日本下水道事業団は、全国各自治体で策定されている下水道ストックマネジメント計画に多く携わり、国土交通省との協議・調整を円滑に進めて計画の承認を得ている。</li> <li>●ストックマネジメント計画を策定するには、まずは施設情報の収集・整理から始まり、施設全体の現地調査、リスク評価、目標設定、長期定期的なシナリオの設定等、5か年の詳細な調査・計画策定を行う前にやるべき業務が多くあるが、その内容について、すでに平成30年度の第1期ストックマネジメント計画（平成31年（令和元）年度～令和5年度の5か年）の策定時に市内の現地を踏襲し、実際に、見て聞いて触れて、調べた知識と経験がある地方共同法人日本下水道事業団に委託することで、その分の費用を大幅に削減することができる。</li> <li>●現在、別途、地方共同法人日本下水道事業団に委託している水再生センターの再構築の業務とは、水再生センター内の設備の将来的な在り方や維持管理の方法の考え方に対して、密接不可分な関係がある。</li> </ul> <p>これらのことから、当該業者と随意契約を締結する。</p>
担当課・電話番号	下水道施設課水再生センター・077-522-5300

<p>根 拠 規 程</p>	<p>地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項</p> <p>② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>
----------------	--

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。